



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年5月15日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	咳喘息の治療に、吸入薬(ICS 又は ICS+LABA(レルベア等))は適応として原則、認められる。	咳喘息は気管支喘息の亜型として分類されており、その臨床症状や病態は気管支喘息に類似する疾患である。咳喘息の治療法は、典型的な気管支喘息と基本的に同様で、軽症から吸入ステロイド薬(ICS)を基本とする長期治療が推奨されている。中等症以上においても ICS を中心に長期作動性β2刺激薬(LABA)等の気管支喘息治療薬が併用される。 したがって、咳喘息の治療に吸入薬(ICS 又は ICS+LABA)の適応は原則として認められるものと判断した。	適用診療月 令和8年8月1日
2	「膵癌」のみに対して、特別食加算(膵臓食)の算定は原則、認められない。ただし、膵外分泌機能障害や脂肪消化障害を伴う状態であることを示す傷病名、コメント、詳記等がある場合は、認められる。	膵臓食の適応が妥当と判断される病態は、「膵外分泌機能障害や脂肪消化障害を伴う状態」であり、その代表疾患は、慢性膵炎、急性膵炎回復期、膵切除後、膵外分泌不全症、脂肪便を伴う消化吸収障害、胆膵系術後で脂肪制限が必要な状態等が挙げられる。 したがって、特別食(膵臓食)の留意点としては、① 脂肪制限、② 刺激物の回避、③ 消化の良いものの選択、④ 脂	適用診療月 令和8年8月1日

		溶性ビタミンの補充が挙げられる。 膵癌が慢性膵炎を背景として発生することが多いとしても、「膵癌」という傷病名だけでは膵臓食を必要とする病態が明確とはならず、原則として「膵外分泌機能不全」、「脂肪便」、「消化吸収障害」、「膵切除後」等、脂肪制限を含む治療食が必要である理由を傷病名欄やコメント欄等に記載することが必要と判断した。	
--	--	--	--

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

・ 内科審査室内科審査課 藤井 (TEL:082-576-7780)